

施設整備費

特許庁会計課

令和5年度予算額

4.3 億円 (102.9 億円)

事業の内容

事業目的

特許庁庁舎は、行政庁として国民への行政サービスを提供する施設であり、安全性及び長期耐用性を確保するとともに環境負荷の低減などを行う必要があるため、老朽化した設備等の改修工事等を行い機能維持を図ることを目的とします。

事業概要

特許庁庁舎は、竣工から30年以上が経過し、庁舎内設備等の経年劣化による機能低下、漏電・漏水の発生や安全性が危惧されている設備が存在することから、平成23年度国土交通省が作成した「特許庁総合庁舎中長期改修計画に係る調査・資料作成業務報告書」及び「令和4年度各省各庁営繕計画書に関する意見書」等を踏まえ、緊急性のある設備改修工事を厳選して行います。なお、当該事業は、官公庁施設の建設等に関する法律第10条（国土交通大臣の行う営繕等）に基づき、国土交通省への委任工事としています。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

官公庁施設の整備の建築等による営繕計画に基づき、計画された改修工事案件を着実に実施し、特許庁庁舎の機能維持を図ります。